

燃ゆる感動かごしま国体競技別リハーサル大会保険契約（後半競技分）に係る仕様書

1 損害賠償責任保険

(1) 目的

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する燃ゆる感動かごしま国体競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）のうち、令和元年9月から令和2年2月にかけて開催される競技会の開催準備期間及び開催期間中に、実行委員会が所有又は管理運営する諸施設等の不備又は運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償を受けるため、損害賠償責任保険に加入する。

(2) 内容

ア 施設賠償責任保険

(ア) 対象

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことで、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。（借用施設の損壊等も含む。）

(イ) 補償内容

区分	1名	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物		1億円	3億円

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙1「大会概要」、別紙2「損害賠償責任保険対象者数推計」、別紙3「仮設物設置状況一覧」、別紙4「看板設置状況一覧（会場外）」、別紙5「臨時駐車場一覧」及び別紙6「練習会場一覧」を参照。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙1から別紙6までの保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。なお、補償対象日には開催準備期間も含むものとする。

イ 医師等賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

(イ) 補償内容

区分	1名	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙7「医師等配置計画」を参照

(エ) 保険期間

開催期間（開催準備期間を含む。）の開始日から1ヶ月以上とする。

(オ) 保険料の算出

保険料は、別紙7の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

ウ 生産物賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

(イ) 補償内容

区分	1名	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙8「飲食物提供予定一覧」を参照

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙8の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

エ 受託者賠償責任保険

(ア) 対象

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の補償。

(イ) 補償内容

区分	1事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

※免責金額なし

(ウ) 保険条件

別紙9「借用競技用具等一覧」を参照し、求償権不行使特約を付帯すること。

(エ) 保険料の算出

保険料は、別紙9の保険条件を前提として算出し、補償対象日もこれに対応するものとする。

(3) 保険料の支払い

ア 保険業務契約締結後から大会開催前に一括納付するものとする。

イ 大会日程や使用施設等、保険料算出の前提条件に変更が生じたときは、協議のうえ必要に応じて契約内容の変更及びそれに伴う保険料の精算を行うものとする。

2 傷害保険

(1) 目的

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の

移動中、又は競技の観覧中等に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失を補償するため、傷害保険に加入する。

(2) 被保険者及び対象

区分	被保険者	対 象
A	大会役員、競技役員、競技補助員	大会の開催準備業務若しくは大会業務に従事しているとき又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中
B	医師	
C	看護師等	

※被保険者数等は別紙 10「傷害保険被保険者数推計」を参照

(3) 補償内容

種 類	内 容
死 亡	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に死亡したとき
後遺障害	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に後遺症が生じたとき
入 院	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき（受傷日から 180 日以内の間に限る。）
通 院	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき（受傷日から 180 日以内の間に、通院日数は 90 日を限度とする。）

区分	死亡 後遺障害	入院日額	通院日額
A	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
B	1 億円	30,000 円	10,000 円
C	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

(4) 保険料の算出及び保険条件

ア 保険料は、別紙 10「傷害保険被保険者数推計」の保険条件を前提として算出し、被保険者区分別に無記名式で行うものとする。

イ 1人1日あたりの保険料は、各日別の従事者数等の多少にかかわらず、同一金額に設定するものとする。

ウ 怪我に対する補償に加え、日射病及び熱射病等の熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒に対する補償を含むものとする。

(5) 保険料の支払い

保険料は、競技会開催前に、暫定の被保険者数に基づく概算保険料を支払うものとし、競技会が終了した後に、被保険者数を確定・集計のうえ、精算するものとする。

3 各保険に係る共通事項

- (1) 上記補償内容と同等以上であれば保険種類は問わない。
- (2) 落札業者は、保険種別及び競技別に保険料の明細を提出することとする。
- (3) 長期の契約になるため、保険料の改定があった場合は実行委員会と協議し、変更契約を行うことができるものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 上記に定めのない事項であっても、当然行われるべき事項については良心的に行うこと。